

令和 3 年 2 月 9 日
高齢福祉部介護保険課

世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 主旨

区の条例で定める地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準については、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の規定により厚生労働省令（ ）に定められた基準によることとされている。今般、社会保障審議会の審議報告を受け、厚生労働省令が改正されたため、「世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」を改正する。

厚生労働省令

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 6 号）

2 改正内容

主な改正内容は別紙 1 のとおり

3 新旧対照表

別紙 2 のとおり

4 今後のスケジュール(予定)

令和 3 年 2 月	令和 3 年第 1 回定例会提案
4 月 1 日	改正条例施行（一部の規定に経過措置規定あり）

「世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例（案）」 概要

【本条例の対象となるサービス】

介護予防認知症対応型通所介護
介護予防小規模多機能型居宅介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

令和3年度介護報酬改定に関する審議報告（社会保障審議会介護給付費分科会令和2年12月23日）を参考に作成

項目の末尾に、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の主な該当箇所を示している。

（１）全サービス共通

（高齢者虐待防止の推進） 第4条第3項、第38条の2

- 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。
- 令和6年3月31日までは努力義務

（ハラスメント対策の強化） 第29条第4項他

- 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を義務付ける。

（業務継続に向けた取組の強化） 第29条の2

- 感染症又は非常災害の発生時における業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。
- 令和6年3月31日までは努力義務

（感染症対策の強化） 第32条第2項

- 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。
- 令和6年3月31日までは努力義務

（会議や多職種連携における ICT の活用） 第38条の2他

- 各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについてはテレビ電話等を活用しての実施を認め、利用者等が参加して実施するものについては利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

(認知症介護基礎研修の受講の義務づけ) 第29条第3項他

- 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。
- 令和6年3月31日までは努力義務

(災害への地域と連携した対応の強化) 第31条第2項

- 非常災害対策(計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等)が求められる介護サービス事業者を対象に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

* 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護については規定済み。

(2) 各サービス

介護予防小規模多機能型居宅介護

(介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し) 第45条第6項

- 広域型特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設と介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、利用者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とする。

介護予防認知症対応型共同生活介護

(地域の特性に応じた認知症グループホームの確保)

第72条第9項、第73条第2項、第75条第1項

- サテライト型事業所の基準を創設する。同基準は、本体事業所との兼務等により、管理者を配置しないことや、介護支援専門員ではない認知症介護実践者研修を修了した者を計画作成担当者として配置することができるようにする。

* 改正概要の対照表は、参考資料参照

「世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例（案）」及び「世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例（案）」 概要対照表

項目の末尾に、指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の主な該当箇所を、《 》内に指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の主な該当箇所を示している。

(1) 全サービス共通

項目及び条例の該当箇所	改正前	改正後
高齢者虐待防止の推進 (指定地域密着型サービスの事業の一般原則) 第4条第3項《第4条第3項》 * 3年間の経過措置期間中は努力義務	(新設)	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備及び従業者に対する研修の実施等を行わなければならない。
高齢者虐待防止の推進 (虐待の防止) 第41条の2《第38条の2》 * 3年間の経過措置期間中は努力義務	(新設)	虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。 ・委員会を定期的開催する。 ・指針を整備する。 ・研修を定期的実施する。 ・これらの措置を適切に実施するための担当者を置く。
ハラスメント対策の強化 (勤務体制の確保等) 第33条第5項他《第29条第4項他》	(新設)	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
業務継続に向けた取組の強化 (業務継続計画の策定等) 第33条の2《第29条の2》 * 3年間の経過措置期間中は努力義務	(新設)	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定(介護予防)地域密着型サービスの提供を継続的に実施すること及び非常時の体制において早期に業務を再開することを目的とする計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ● 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 ● 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

感染症対策の強化 (衛生管理等) 第34条第3項他《第32条第2項》 *3年間の経過措置期間中は努力義務	(新設)	事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。
会議や多職種連携におけるICTの活用 第40条第2項他《第38条の2他》	規定なし	テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。
認知症介護基礎研修の受講の義務づけ (勤務体制の確保等) 第60条の13第3項他《第29条第3項他》 *3年間の経過措置期間中は努力義務	事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 <u>この場合において、当該事業者は、全ての従業員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)</u> に対し、 <u>認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u>
災害への地域と連携した対応の強化 (非常災害対策) 第60条の15第2項《第31条第2項》	(新設)	非常災害に係る訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(2) 各サービス

(介護予防)小規模多機能型居宅介護

項目及び条例の該当箇所	改正前	改正後
介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し (従業員の員数等) 第83条第6項《第45条第6項》	次に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合、(介護予防)小規模多機能型居宅介護従業者等のうち管理者及び介護職員は当該施設等の職務に従事することができる。 ・指定認知症対応型共同生活介護事業所 ・指定地域密着型特定施設 ・指定地域密着型介護老人福祉施設 ・指定介護療養型医療施設 ・介護医療院	次に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合、(介護予防)小規模多機能型居宅介護従業者等のうち管理者及び介護職員は当該施設等の職務に従事することができる。 ・指定認知症対応型共同生活介護事業所 ・指定地域密着型特定施設 ・ <u>指定介護老人福祉施設</u> ・ <u>介護老人保健施設</u> ・指定地域密着型介護老人福祉施設 ・指定介護療養型医療施設 ・介護医療院

（介護予防）認知症対応型共同生活介護

項目及び条例の該当箇所	改正前	改正後
地域の特性に応じた認知症グループホームの確保 （従業者の員数） 第 111 条第 9 項《第 72 条第 9 項》	（新設）	サテライト型指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了した者を置くことができる。
地域の特性に応じた認知症グループホームの確保 （管理者） 第 112 条第 2 項《第 73 条第 2 項》	（新設）	共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることできる。
地域の特性に応じた認知症グループホームの確保 （設備に関する基準） 第 114 条第 1 項《第 75 条第 1 項》	（新設）	サテライト型指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の数は 1 又は 2 とする。

世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 申請者の要件（第3条）</p> <p>第3章 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第4章 区外に所在する事業所に係る特例（第92条）</p> <p>第5章 雑則（第93条・第94条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条・第2条（省略）</p> <p>第2章 申請者の要件</p> <p>第3条（省略）</p> <p>第3章 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第4条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>第5条～第9条（省略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 申請者の要件（第3条）</p> <p>第3章 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第4章 区外に所在する事業所に係る特例（第92条）</p> <p>第5章 雑則（第93条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条・第2条（省略）</p> <p>第2章 申請者の要件</p> <p>第3条（省略）</p> <p>第3章 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第4条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>第5条～第9条（省略）</p>

改正後	改正前
<p>(利用定員等)</p> <p>第10条(省略)</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項の表1の項中欄において同じ。)の運営(第45条第7項及び第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合 であって、規則で定めるときは、この限りでない。</p> <p>2(省略)</p> <p>第12条～第27条(省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第28条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営につい</p>	<p>(利用定員等)</p> <p>第10条(省略)</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項の表1の項中欄において同じ。)の運営(第45条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合 は、規則で定める職務に従事することができるものとする。</p> <p>2(省略)</p> <p>第12条～第27条(省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第28条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営につい</p>

改正後	改正前
<p>ての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9)（省略）</p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11)（省略）</u> （勤務体制の確保等）</p> <p>第29条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> <u>（業務継続計画の策定等）</u></p> <p><u>第29条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制において早期に業務を再開することを目的とする計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置</u></p>	<p>ての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9)（省略）</p> <p>(10)（省略） （勤務体制の確保等）</p> <p>第29条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>第30条（省略） （非常災害対策）</p> <p>第31条（省略）</p> <p><u>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第32条（省略）</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>規則で定める措置を講じ</u>なければならない。 （掲示）</p> <p>第33条（省略）</p> <p><u>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>第34条～第38条（省略） <u>（虐待の防止）</u></p> <p><u>第38条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければな</u></p>	<p>第30条（省略） （非常災害対策）</p> <p>第31条（省略）</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第32条（省略）</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努め</u>なければならない。 （掲示）</p> <p>第33条（省略）</p> <p>第34条～第38条（省略）</p>

改正後	改正前
<p><u>らない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して、これを行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>第39条(省略) (地域との連携等)</p> <p>第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区市町村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項及び次項において「運営推進会議」という。)を設置し、規則で定める回数以上、運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p><u>2 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して、これを行うこと</u></p>	<p>第39条(省略) (地域との連携等)</p> <p>第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区市町村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、規則で定める回数以上、運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>

改正後	改正前						
<p><u>ができるものとする。この場合において、利用者又はその家族（以下この項及び第50条第2項において「利用者等」という。）が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u></p> <p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第1項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>4 （省略）</p> <p>5 （省略）</p> <p>6 （省略）</p> <p>第41条～第44条（省略） （従業者の員数等）</p> <p>第45条（省略） 2～5（省略）</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち同表の右欄に掲げるものは、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>3 （省略）</p> <p>4 （省略）</p> <p>5 （省略）</p> <p>第41条～第44条（省略） （従業者の員数等）</p> <p>第45条（省略） 2～5（省略）</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち同表の右欄に掲げるものは、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 1066 465 1428">1 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</td> <td data-bbox="465 1066 779 1428">指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設</td> <td data-bbox="779 1066 1061 1428">介護職員</td> </tr> </table>	1 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設	介護職員	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 1066 1460 1428">1 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</td> <td data-bbox="1460 1066 1774 1428">指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法(昭和23年法律第205号)第7条第</td> <td data-bbox="1774 1066 2065 1428">介護職員</td> </tr> </table>	1 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法(昭和23年法律第205号)第7条第	介護職員
1 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設	介護職員					
1 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法(昭和23年法律第205号)第7条第	介護職員					

改正後			改正前			
	(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院			2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院		
2	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所 又は 指定認知症対応型通所介護事業所	看護師又は准看護師	2	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	
					前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、 指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	
7	第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。))により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をい			7	第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。))により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をい	

改正後	改正前
<p>う。)であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この節において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p>	<p>う。)であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p>
<p>8～13(省略)</p>	<p>8～13(省略)</p>
<p>(管理者)</p>	<p>(管理者)</p>
<p>第46条(省略)</p>	<p>第46条(省略)</p>
<p>2(省略)</p>	<p>2(省略)</p>
<p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準第194条第3項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第73条第3項及び第74条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準第194条第2項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第73条第2項及び第74条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
<p>第47条～第49条(省略)</p>	<p>第47条～第49条(省略)</p>
<p>(心身の状況等の把握)</p>	<p>(心身の状況等の把握)</p>
<p>第50条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第45条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライ</p>	<p>第50条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第45条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライ</p>

改正後	改正前
<p>ト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第68条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。次項において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>ト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第68条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>
<p>2 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。この場合において、利用者等が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</p>	
<p>第51条～第57条(省略) (運営規程)</p>	<p>第51条～第57条(省略) (運営規程)</p>
<p>第58条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p>	<p>第58条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p>
<p>(1)～(9)(省略)</p>	<p>(1)～(9)(省略)</p>
<p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p>	
<p>(11) (省略)</p>	<p>(10) (省略)</p>
<p>(定員の遵守)</p>	<p>(定員の遵守)</p>
<p>第59条(省略)</p>	<p>第59条(省略)</p>
<p>2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると区が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、区が認めた日から区介護保険事業計画(法第117条第1項の規定により区が定める区介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(区</p>	

改正後	改正前
<p><u>が次期の区介護保険事業計画を定めるに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の区介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。</u></p> <p>第60条～第64条（省略） （記録の整備）</p> <p>第65条（省略）</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。 （1）～（7）（省略） （8）次条において準用する第40条第<u>3</u>項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 （準用）</p> <p>第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、<u>第29条の2</u>、第32条から<u>第40条まで（第38条第4項を除く。）</u>の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者（<u>第6条第1項又は第9条第1項の従業者をいう。以下同じ。</u>）」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者<u>その他の従業者</u>」と、第27条第2項中「この款」とあるのは「第3章第3節第4款」と、第29条第3項<u>及び第4項、第29条の2第2項、</u>第33条<u>第1項並びに第38条の2第1号及び第3号</u>中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者<u>その他の従業者</u>」と、第40条</p>	<p>第60条～第64条（省略） （記録の整備）</p> <p>第65条（省略）</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。 （1）～（7）（省略） （8）次条において準用する第40条第<u>2</u>項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 （準用）</p> <p>第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、第32条から<u>第38条（第4項を除く。）</u>まで、<u>第39条及び第40条</u>の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この款」とあるのは「第3章第3節第4款」と、第29条第3項<u>及び</u>第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「活動状況」</p>

改正後	改正前
<p>第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p>	<p>とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p>
<p>第67条～第71条（省略） （従業者の員数）</p>	<p>第67条～第71条（省略） （従業者の員数）</p>
<p>第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準第110条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第75条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、</p>	<p>第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準第110条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第75条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="152 177 1117 616"><u>当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全ての階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。</u></p> <p data-bbox="129 628 333 660">2～4（省略）</p> <p data-bbox="129 673 1117 1066">5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって第89条第2号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所</u>における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p data-bbox="129 1078 333 1110">6～8（省略）</p> <p data-bbox="129 1123 1117 1426">9 <u>第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同</u></p>	<p data-bbox="1563 129 1666 161">改正前</p> <p data-bbox="1126 628 1330 660">2～4（省略）</p> <p data-bbox="1126 673 2114 1024">5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>共同生活住居</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって第89条第2号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>共同生活住居</u>における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p data-bbox="1126 1078 1330 1110">6～8（省略）</p>

改正後	改正前
<p><u>生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この節において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。</u></p>	
<p>10 （省略）</p>	<p>9 （省略）</p>
<p>11 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準第111条第1項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（管理者）</p>	<p>10 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準第111条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（管理者）</p>
<p>第73条（省略）</p>	<p>第73条（省略）</p>
<p><u>2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。</u></p>	
<p>3 （省略）</p>	<p>2 （省略）</p>
<p>第74条（省略）</p>	<p>第74条（省略）</p>
<p>第75条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）とする。</p>	<p>第75条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は3以下とする。</p>
<p>2～7（省略）</p>	<p>2～7（省略）</p>
<p>第76条～第78条（省略） （身体的拘束等の禁止）</p>	<p>第76条～第78条（省略） （身体的拘束等の禁止）</p>

改正後	改正前
<p>第79条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。）</u>を規則で定める回数以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) （省略）</p>	<p>第79条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を規則で定める回数以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) （省略）</p>
<p>第80条（省略）</p> <p>（運営規程）</p>	<p>第80条（省略）</p> <p>（運営規程）</p>
<p>第81条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6)（省略）</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(8)</u>（省略）</p> <p>（勤務体制の確保等）</p>	<p>第81条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6)（省略）</p> <p><u>(7)</u>（省略）</p> <p>（勤務体制の確保等）</p>
<p>第82条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p><u>この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければな</u></p>	<p>第82条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>らない。</u></p> <p>4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者その他の従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第83条～第85条（省略） （記録の整備）</p> <p>第86条（省略）</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。 （1）～（6）（省略） （7）次条において準用する第40条第3項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 （準用）</p> <p>第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5項を除く。）、第57条、第60条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者（第6条第1項又は第9条第1項の従業者をいう。以下同じ。）」とあるのは「介護従業者その他の従業者」と、第27条第2項中「この款」とあるのは「第3章第4節第4款」と、第29条の2第2項、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者</p>	<p>第83条～第85条（省略） （記録の整備）</p> <p>第86条（省略）</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。 （1）～（6）（省略） （7）次条において準用する第40条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 （準用）</p> <p>第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条、第38条（第4項を除く。）、第39条、第40条第1項から第4項まで、第57条、第60条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この款」とあるのは「第3章第4節第4款」と、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共</p>

改正後	改正前
<p>者」とあるのは「介護従業者<u>その他の従業者</u>」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者<u>その他の従業者</u>」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)</p> <p>第88条(省略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>次の各号のいずれかの</u>評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p><u>(1) 外部の者による評価</u></p> <p><u>(2) 前条において準用する第40条第1項に規定する運営推進会議における評価</u></p> <p>3～5(省略)</p> <p>第89条～第91条(省略)</p> <p>第4章 区外に所在する事業所に係る特例</p> <p>第92条(省略)</p> <p>第5章 雑則</p> <p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第93条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想</u></p>	<p>同生活介護について知見を有する者」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)</p> <p>第88条(省略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>外部の者による</u>評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3～5(省略)</p> <p>第89条～第91条(省略)</p> <p>第4章 区外に所在する事業所に係る特例</p> <p>第92条(省略)</p> <p>第5章 雑則</p>

改正後	改正前
<p><u>定されるもの（第15条第1項（第66条及び第87条において準用する場合を含む。）及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p>（委任） 第94条（省略）</p> <p>附 則 （省略） 附 則（平成27年3月9日条例第14号） （省略） 附 則（平成28年3月8日条例第11号） （省略） 附 則（平成28年12月9日条例第63号） （省略） 附 則（平成30年3月6日条例第28号） （省略） <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u></p>	<p>（委任） 第93条（省略）</p> <p>附 則 （省略） 附 則（平成27年3月9日条例第14号） （省略） 附 則（平成28年3月8日条例第11号） （省略） 附 則（平成28年12月9日条例第63号） （省略） 附 則（平成30年3月6日条例第28号） （省略）</p>

改正後	改正前
<p>1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 （虐待の防止に係る経過措置）</p> <p>2 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第4条第3項及び第38条の2（改正後の第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、改正後の第28条、第58条及び第81条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めるとともに、次に」と、「の重要事項」とあるのは「の重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。 （業務継続計画の策定等に係る経過措置）</p> <p>3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第29条の2（改正後の第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第29条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。 （感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）</p> <p>4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第32条第2項（改正後の第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第32条第2項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。 （認知症介護に係る基礎的な研修の受講に係る経過措置）</p> <p>5 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第29条第3項（改正後の第66条において準用する場合を含む。）及び第82条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるの</p>	

改正後	改正前
<u>は、「講じるよう努めなければ」とする。</u>	